

7. 案内・解説施設整備計画

来訪者に本史跡の本質的価値を適切に伝えるため、主な整備対象範囲に、総合案内板、遺構説明板・名称板、誘導サインなどの案内・解説施設を設置する（図 5-7-4、図 5-7-5）。

総合案内板等の作成にあたっては、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に準じたものとする。

表示する内容は、デザインの統一や多言語対応、点字表記や二次元バーコードの利用、新たな情報ツールを活用するなど多様な主体にとって理解しやすいものとなるように配慮する。

設置の際には、基礎等により遺構がき損しないようにする。

(1) 総合案内板

本史跡の概況や各ゾーンへの誘導情報、周辺に所在する歴史遺産や文化施設等の案内のため、総合案内板を設置する（図 5-7-1）。

総合案内板は、来訪者の起点となる総合案内ゾーンに設置する。



図 5-7-1 総合案内板のイメージ
(特別史跡大宰府史跡客館跡)

(2) 遺構説明板・名称板

掘立柱建物や築地堀、官道などの各遺構について、来訪者の理解に資するための遺構説明板や名称板を設置する（図 5-7-2）。遺構説明板はデジタルコンテンツとの連携や透過型説明板とすることを検討する。

遺構説明板・名称板は、いずれも遺構の近傍に設置するものとし、来訪者の利用および安全に配慮する。



図 5-7-2 名称板のイメージ
(史跡正道官衙遺跡)

(3) 誘導サイン

各ゾーンへの誘導情報（施設名・方向・距離等）を来訪者に知らせるため、主な整備対象範囲をつなぐ回遊動線や各ゾーンの出入口付近に誘導サインを設置する（図 5-7-3）。

主な整備対象範囲外に設置する場合は、景観や通行の障害とならないよう関連部局と協議する。



図 5-7-3 誘導サインのイメージ
(特別史跡水城跡)

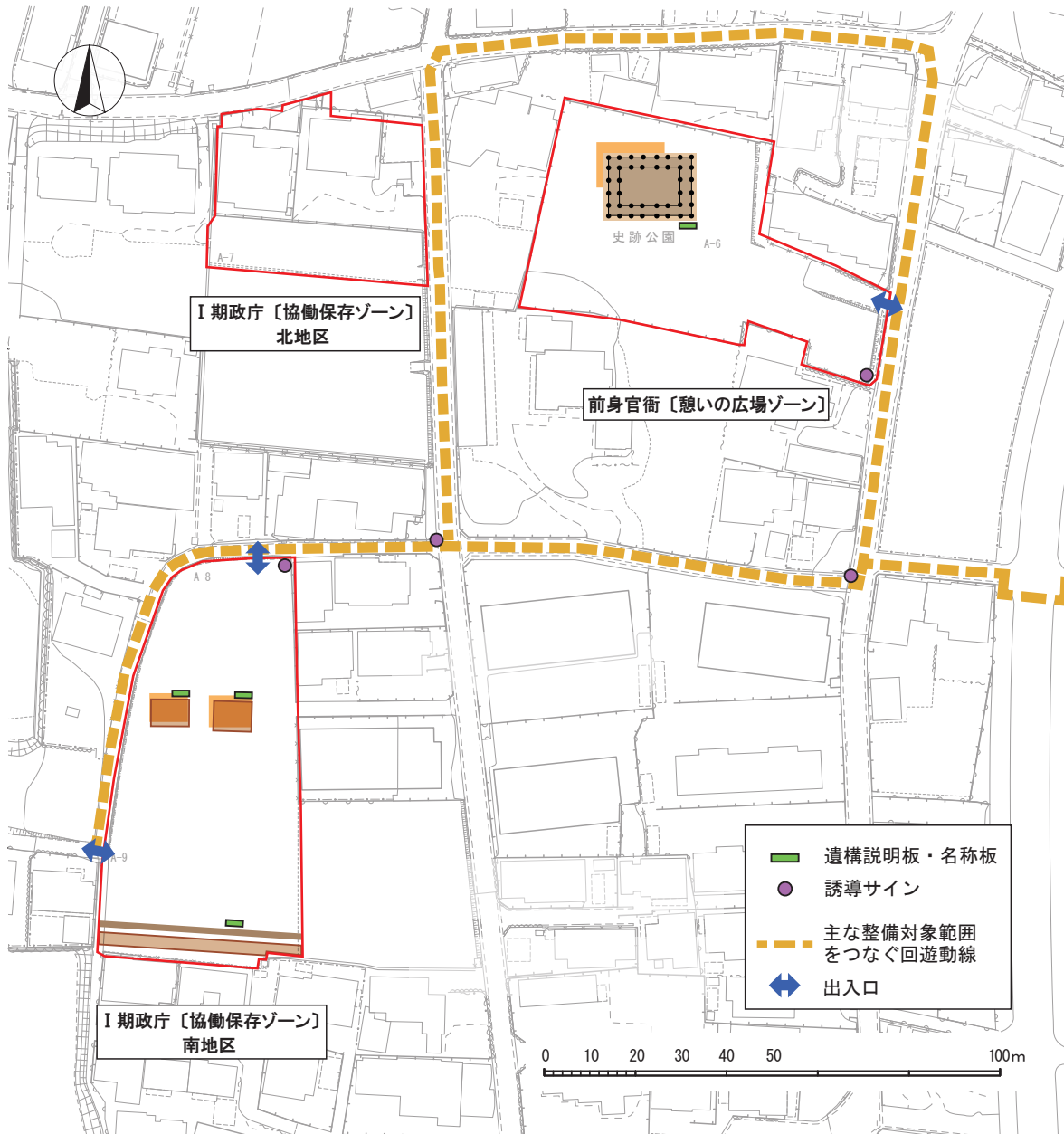


図 5-7-4 前身官衙〔憩いの広場ゾーン〕、I期政庁〔協働保存ゾーン〕における案内・解説施設整備計画図

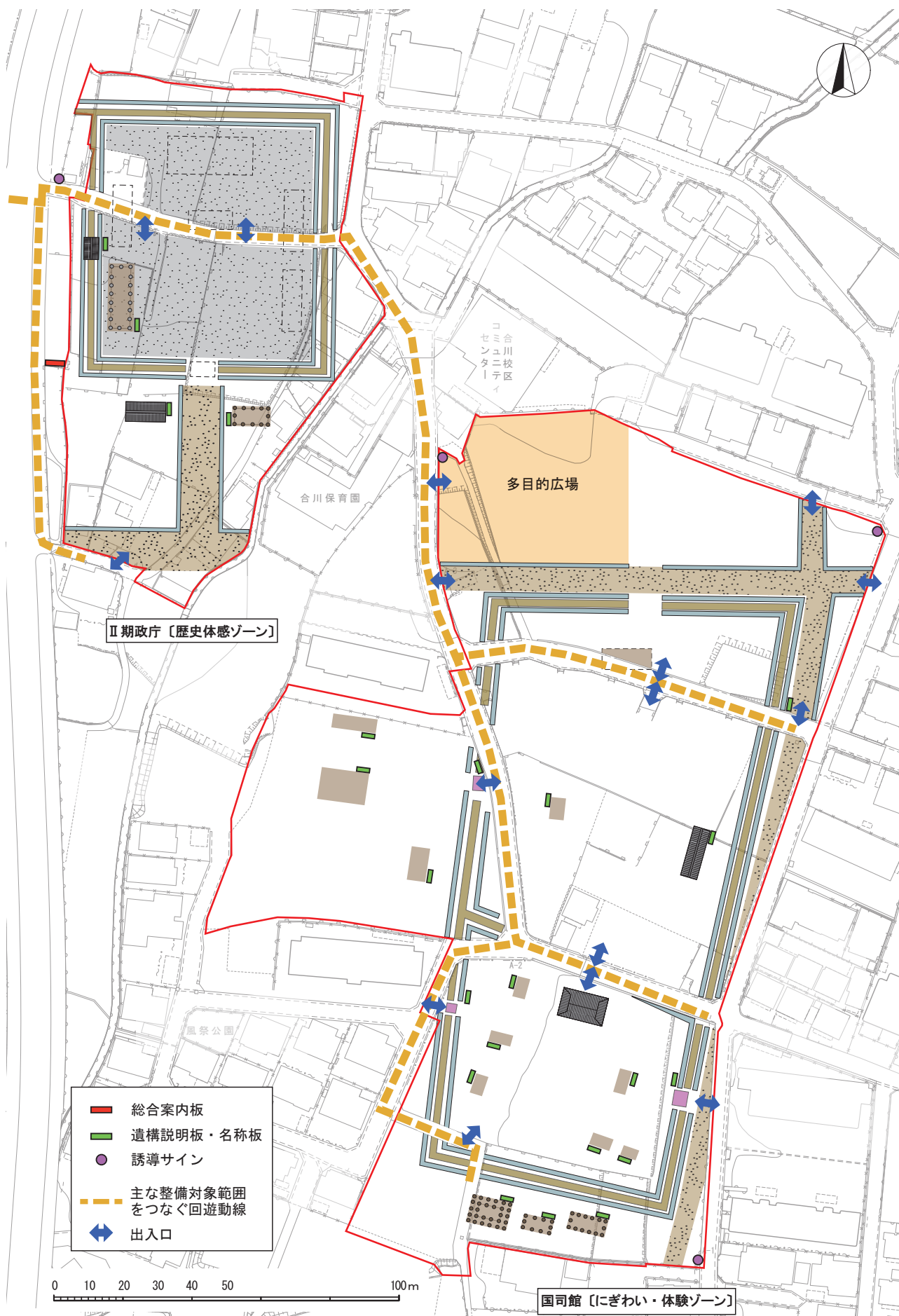


図 5-7-5 II期政庁〔歴史体感ゾーン〕、国司館〔にぎわい・体験ゾーン〕における案内・解説施設整備計画図